

産の場に組み込まれ、それらの間あるいは他地域との生産力の相異によって地代が成立したことは明らかである。

4. リカードは育成的林業に地代が成立することをすでに認めている。そして今、採取的林業での地代の成立を認めた。残された課題はこれら二形態林業のもとにおいて林業地代を如何に理解するかである。

その鍵はリカード自身が持っている。それは「同一面積の土地に同一量の資本」ではなく、単に「同一資本量」（リカードは資本労働という極めて不明確な語を用いてはいるが）間の利潤額の固定的な相異を地代発生の根底に置いている点である。このことを発展させ具体的に林業の場に適用する余裕はないが、半田教授の見解は示唆に富むものである。

36. 協業経営体としての生産森林組合の研究（第3報）

—素材生産まで行なう組合の事例から—

九大農学部 塩 谷 勉
○笠 原 義 人

1. はじめに

現実の多くの生産森林組合（以下単に生産組合という）は旧部落共同体の団体的管理の本質を根強く残している。従って林業基本法など現在の林業政策において理念的に考えられている生産組合の姿との間には、大きなギャップがあるよう思える。

その生産組合の問題について、私達は昨年來調査研究を進めてきた。第1報では組合員の階層分化が進むにつれて、旧部落有林野である組合有林も漸次部落そのものから分離し、林業の経営体として運営されていくための基盤が整えられつつある事例を見た。第2報では、林業における協業を理論的に考察した結果、育林過程のみの協業では十分とは考えられず、生産性向上のための技術の専門化、資本設備の高度化が行われ易い採取過程を含めた協業でなければならないという結論を得た。そこで現実の生産組合が採取過程を行なう協業経営体として発展する可能性があるのか、またそのための条件は何かを、三つの事例から検討して見ようと思う。なお、全国の生産組合で多少なりとも昭和38年度に素材生産を行なったのは全生産組合の6%にあたる30組合だけであるが（林野庁林政部森林組合課：昭和38年度森林組合統計）、昭和40年夏に調査した以下の3組合は、近畿以西では素材生産量の多かったところである。

2. 事例 A（京都府下のJ生産組合）

この組合の素材生産量は昭和38年6,559石、昭和39年5,443石である。伐木造材過程まで組合員が行ない、集運材過程は専門技術者（業者）に請負わせ、組合は土場で業者に素材を販売する。素材生産をしているものの、多くの組合員は山仕事に不慣れで、伐木造材が1日1人2石程度と能率が悪い。また造材の寸法を誤まつたりしてロスが多く、特に初年度はそんなことが著しかった。

組合が素材生産を行なうのは、組合員の自発的な要求からではなく、むしろ人為的、外発的な要因がその理由となっている。それでも当初は余剰労働力を地区内で賃金収入に転化するという利点があったが、労働力の都市流出が顕著になるにつれて立木壳（昭和40年には1,500石）が行なわれ、今後は全部立木壳になることが予想される。

3. 事例 B（京都府下のK生産組合）

組合員総出による素材生産量（間伐木の伐木造材）は昭和38年526石、39年150石である。その他昭和39年には組合員である農協青年部の5名が雑木の伐木造材及び針葉樹材の集運材625石を請負っている。生産物をより有利に販売するため立木壳はせず、組合員にできる仕事はするということで、間伐木の伐木造材を行

調査組合の柔材生産の一覧表

事例	組合員数及経営面積	総生産量 (単位石)	伐木造材過程 (単位石)	集運材過程 (単位石)	組合員	
					の従業者数	一人当量
事例 A	〔組合員数〕 96名 京都市への通勤が可能。 専業農家は11%だけ。 農家は93名	S 38年 6559 〔マツ 6,000 雜 559〕	— 6559 組合員の希望者	— 6559 業者が請負う	人 77 (伐木造材)	石 85
	〔経営面積〕 240町 マツの天然林が大部分 (170町) 、 スギ、ヒノキは15町。	S 39年 5443 〔マツ 5,000 雜 443〕	— 5443 " "	— 5443 "	人 57 (伐木造材)	石 95
事例 B	〔組合員数〕 141名 農家が殆んど。耕地は零細であり 専業農家は少ない。山林への依存 度が高い。	S 38年 776 〔マツ 700 雜 76〕	— 776 " "	— 776 "	人 29 (伐木造材)	石 26
	〔経営面積〕 97町 スギ、ヒノキが70町、うち30年生 以上32町。約27町は雜木、マツの 天然林。	S 39年 (間伐) 150 〔ヒノキ 138 雜 12〕	— 150 組合員總出	〔 71 業者が請負う マツ 77 ヒノキ 165 雜 100 〕	人 135 (伐木造材)	石 4
事例 C	〔組合員数〕 521名 農家は全体の66% 大阪への通勤 が可能。専業農家は少ない。 （うち官行造林160町）。20年生 未満が多い。	S 37年 (主伐) 9,000 〔スギ 38年生〕	— 9,000 〔組合員〕が請負う	— 9,000 「組」が請負う	人 25 (伐木一搬出)	石 360
	〔経営面積〕 578町 スギ、ヒノキの人工林 511町 (うち官行造林160町)。20年生 未満が多い。	S 38年 (主伐) 10,000 〔スギ 37年生〕	— 10,000 " "	— 10,000 "	人 30 (伐木一搬出)	石 333
						〔S 39年には官行造林下抜けた木を立木で輸送した〕 〔S 40年には官行造林地の払下げを受けていない〕

なっているのである。

組合がそこまで掌握できるのは、組合員の農家経済自体が山林への依存度が高く、山の作業への参加可能な労働力が存在するということが主な理由である。その他組合員が山仕事に多少慣れていること、林道が奥山まで入っているので直営生産し易い事等があげられる。

4. 事例 C (奈良県下のH生産組合)

官行造林地立木の払下げを受け、その立木を山林労務者（全員組合員）で構成する「組」（約30名）が請負い、組合所有の集材機、索道を無償で使用して土場まで伐採搬出する。総生産量は昭和37年9,000石、38年10,000石である。

組合自体が資本設備を持ち、素材生産事業収益をあげているが、素材生産に従事する「組」の人数の全組合員に対する割合は僅か6%にしか過ぎない。中小生産者の協同組合たる生産組合の姿はそこには見られない。資本を自ら所持し、労働力を雇用するという独自な、会社的な性格をもつ経営体が出現する。

5. まとめ

事例Aでは人為的、外発的な要因が組合員に伐木造材過程の生産を行なわしめたが、漸次素材生産はしないで立木販売へと転化している。事例Bでは組合の内部に素材生産を行ない得る基盤があると思えるが、組合員総出によるものは比較的高度な技術を必要としない間伐等の小径木の伐木造材に留まっている。また事例Cの伐木造材から集運材過程までの素材生産は生産組合というものの性格を変質せしめている。

つまり現実の生産組合は、素材生産をすることにまず困難があるが、たとえ行なったとしても、集運材過程に比較して孤立分散的な技術段階に留まる伐木造材過程の素材生産（それも小径木）にしか過ぎないのである。つまり生産者としての組合員による素材生産を遂行できる協業経営体として、生産組合を一般的に評価することは無理と思われる。またここに触れ得ないが、この問題については施設森林組合との関連に思いを致す必要があろう。

37. 省力的育林技術に関する研究（第3報）

——植栽方式別下刈功程について（第3年度）——

九 大 宮 島 寛
○吉 良 今 朝 芳

はじめに

この研究の目的はすでに第1報で明らかにされているように、現時下的林業労働力の不足にかんがみ、季節的に大量の労働投下を余儀なくされている育林労働力のうち、とくに育林初期の作業について、省力的な立場から植栽方式別に昭和38年以降九大柏演15i林小班内（約2ha）に試験地を設定し、調査研究をすすめてきているものである。そこで今回はこの試験地における第3年度（昭和40年7月14～19日間実施）の下刈（下刈鎌）功程調査の結果をとりまとめ報告する。

1. 調査の方法

a 作業功程調査

功程調査実施にあたり今回は現実の下刈作業（—

作業準備—移動—作業—小休息—作業準備—作業—休息という流れ—）を充分考慮し、原則的に1単位の作業時間を1時間とし、小休息、作業準備を20～30分とした時間的設定をおこない、Snap Readingによる調査をおこなった。また作業員の編成は4人集団であった。

b 下刈り作業対象地の草量測定

下刈り作業における作業功程と草量とは密接な関連があると考えられる。そこで今回の調査では次の方法によって草量測定をおこなった。

まず林分を一巡して草生状況を勘案し、ブロックを各植栽方式別(6)に林地斜面の上部、中部、下部に分割し18個設定した。このブロックからそれぞれ各2個のプロット（プロット面積4m²）を無作為に標本抽出し雑草木の生重量をバネ坪りで測定した。